相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上馬一丁目六三〇番地、最後の住所埼玉県所沢市所沢新町二五一八番地　被相続人　亡　松永　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

埼玉県川越市脇田町一〇三番地川越駅前脇田ビル六一六号室　大森三起子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大森三起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県妙高市白山町三丁目一六三一番地四、最後の住所新潟県妙高市白山町三丁目九番一〇号　被相続人　亡　東城登美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

新潟県上越市藤野新田一三〇三番地エクセランコート・アルカディア六〇三号　相続財産管理人　弁護士　宮澤　正雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪市大字湖南四四四二番一号地、最後の住所長野県諏訪市大字豊田七一一六番地二　被相続人　亡　伊藤　吉平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

長野県諏訪市湖岸通り五丁目二一番五号　相続財産管理人　弁護士　北川　和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区安西五丁目一二四番地一、最後の住所静岡県静岡市葵区羽鳥大門町二〇番二九号　被相続人　亡　長丸　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

静岡県静岡市葵区呉服町一丁目三―一四Y　S静岡呉服町ビル七階　静岡第一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西ヶ谷知成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹九二九番地、最後の住所大阪府堺市美原区南余部二六番地一八　被相続人　亡　尾崎　唯男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

堺市堺区中瓦町一丁一―二一堺東八幸ビル五階　相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区駅前通四丁目一番地、最後の住所兵庫県三木市自由が丘本町一丁目二四二番地　被相続人　亡　北澤　隆行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号コウベセンタービル九階　相続財産管理人　弁護士　伊藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫中町通六丁目二六番地の五、最後の住所不明　被相続人　亡　常田　新藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号　第二法友会館五階　相続財産管理人　弁護士　前田　基博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市北区青江五丁目六九〇番地、最後の住所岡山市北区青江五丁目一〇番三一号　被相続人　亡　竹岡　伸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

事務所岡山市北区南方一丁目六番五号司法ビル五階　相続財産管理人　弁護士　石井　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県吉野川市鴨島町喜来三七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上藤美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

徳島市中徳島町二丁目一七番　相続財産管理人　弁護士　後藤田芳志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市屋島中町四五七番地、最後の住所香川県高松市屋島西町一五八一番地二　被相続人　亡　宮宇地武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

香川県高松市丸の内四番四号　四国通商ビル四階　古屋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古屋　時洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉南区山手二丁目四七七番地二五四、最後の住所福岡県北九州市小倉北区須賀町二一番一―二一一号　被相続人　亡　石井　咲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

福岡県北九州市八幡東区中央一丁目三番九号　相続財産管理人　仲吉　良爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県下益城郡城南町大字隈庄三〇四番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

事務所熊本市中央区練兵町八八番三　宮田総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　袋田知花こと　片山　知花

第２期決算公告

平成26年1月30日　東京都千代田区平河町二丁目16番15号

特定目的会社エムアンドエム

取締役　山本　顕三

貸借対照表の要旨　（平成25年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	861
土地	103,603	固定負債	120,000
建設仮勘定	6,373	社債	△351
その他の資産		特定資本金	100
流動資産	10,023	剰余金	△451
繰延資産	508	当期未処理損失	451
		（うち当期純損失）	(367)
合計	120,509	合計	120,509